

実施期日	実施区域	実施場所
六月十五日	河原町	
十六日	船岡町	
十七日	河原町	
十八日		
十九日		
二十日	船岡町	
二十一日		
二十二日		
二十三日	日南町	細谷、笠木、
二十四日	日南町	糸井、
二十五日	日南町	上坂
二十六日	江府町	下牧屋
二十七日	日南町	岩立
二十八日	江府町	御机
二十九日	日南町	大中尾
三十日		
六月三十一日		
七月一日	名和町	神田検査場
二日		
三日		
四日		
五日		
六日	中山町	高橋
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
十二日		
十三日		
十四日		
十五日		
十六日	江府町	
十七日		
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日	江府町	糸井
二十二日		
二十三日	日南町	中秋、阿昆緑
二十四日		
二十五日		
二十六日		
二十七日		
二十八日		
二十九日		
三十日		
六月三十一日		
七月一日		
二日		
三日		
四日		
五日		
六日		
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
十二日		
十三日		
十四日		
十五日		
十六日		
十七日		
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日		
二十二日		
二十三日		
二十四日		
二十五日		
二十六日		
二十七日		
二十八日		
二十九日		
三十日		
六月三十一日		
七月一日		
二日		
三日		
四日		
五日		
六日		
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
十二日		
十三日		
十四日		
十五日		
十六日		
十七日		
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日		
二十二日		
二十三日		
二十四日		
二十五日		
二十六日		
二十七日		
二十八日		
二十九日		
三十日		
六月三十一日		
七月一日		
二日		
三日		
四日		
五日		
六日		
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
十二日		
十三日		
十四日		
十五日		
十六日		
十七日		
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日		
二十二日		
二十三日		
二十四日		
二十五日		
二十六日		
二十七日		
二十八日		
二十九日		
三十日		
六月三十一日		
七月一日		
二日		
三日		
四日		
五日		
六日		
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
十二日		
十三日		
十四日		
十五日		
十六日		
十七日		
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日		
二十二日		
二十三日		
二十四日		
二十五日		
二十六日		
二十七日		
二十八日		
二十九日		
三十日		
六月三十一日		
七月一日		
二日		
三日		
四日		
五日		
六日		
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
十二日		
十三日		
十四日		
十五日		
十六日		
十七日		
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日		
二十二日		
二十三日		
二十四日		
二十五日		
二十六日		
二十七日		
二十八日		
二十九日		
三十日		
六月三十一日		
七月一日		
二日		
三日		
四日		
五日		
六日		
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
十二日		
十三日		
十四日		
十五日		
十六日		
十七日		
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日		
二十二日		
二十三日		
二十四日		
二十五日		
二十六日		
二十七日		
二十八日		
二十九日		
三十日		
六月三十一日		
七月一日		
二日		
三日		
四日		
五日		
六日		
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
十二日		
十三日		
十四日		
十五日		
十六日		
十七日		
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日		
二十二日		
二十三日		
二十四日		
二十五日		
二十六日		
二十七日		
二十八日		
二十九日		
三十日		
六月三十一日		
七月一日		
二日		
三日		
四日		
五日		
六日		
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
十二日		
十三日		
十四日		
十五日		
十六日		
十七日		
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日		
二十二日		
二十三日		
二十四日		
二十五日		
二十六日		
二十七日		
二十八日		
二十九日		
三十日		
六月三十一日		
七月一日		
二日		
三日		
四日		
五日		
六日		
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
十二日		
十三日		
十四日		
十五日		
十六日		
十七日		
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日		
二十二日		
二十三日		
二十四日		
二十五日		
二十六日		
二十七日		
二十八日		
二十九日		
三十日		
六月三十一日		
七月一日		
二日		
三日		
四日		
五日		
六日		
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
十二日		
十三日		
十四日		
十五日		
十六日		
十七日		
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日		
二十二日		
二十三日		
二十四日		
二十五日		
二十六日		
二十七日		
二十八日		
二十九日		
三十日		
六月三十一日		
七月一日		
二日		
三日		
四日		
五日		
六日		
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
十二日		
十三日		
十四日		
十五日		
十六日		
十七日		
十八日		
十九日		
二十日		
二十一日		

二 聴聞当事者の住所及び氏名 1 八頭郡智頭町大字智頭一六三六 2 八頭郡智頭町大字智頭一七〇〇	金 児 千代子 梶 川 伝 次
一 聴聞の期日及び場所 昭和四十一年六月二十三日 午前十時から 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)	鳥取県公安委員会委員長 沢 住 咲 蔵
一 聴聞の期日及び場所 昭和四十一年六月十三日 午前十一時 二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁	鳥取県選舉管理委員会委員室
三 議題 選挙人名簿調製に関する一斉調査について 定例教育委員会を次のとおり招集する。 昭和四十一年六月七日 鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一	教育委員会告示

鳥取県選舉管理委員会告示第七号 昭和四十一年第三回鳥取県選舉管理委員会を次のとおり招集する。 田和四十一年六月七日 鳥取県選舉管理委員会委員長 加 藤 定 治	鳥取県選舉管理委員会告示第二十号 昭和四十一年六月七日 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。
一 聴聞の期日及び場所 昭和四十一年六月二十三日 午前十時から 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)	一 聴聞の期日及び場所 昭和四十一年六月二十三日 午前十時から 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)
二 聴聞当事者の住所及び氏名 1 気高郡気高町大字勝見六八二の一四 2 倉吉市明治町一〇一七 河 田 恵美子	二 聴聞当事者の住所及び氏名 1 気高郡気高町大字勝見六八二の一四 2 倉吉市明治町一〇一七 河 田 恵美子
鳥取県公安委員会告示第二十一号 昭和四十一年六月七日 鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一	鳥取県公安委員会告示第二十一号 賃屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第二十六条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。